

答申第69号  
平成21年12月25日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会  
会長 石岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年3月11日付け青農水第1167号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

登録取消品種の登録事務関係文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。

1 第 2 の 2 (1) のエ、オ及びキ並びに同(3)のエ、オ及びクに掲げる文書

(1) 品種登録担当の職員（以下「品種登録担当職員」という。）の所属グループ名及び所属グループのグループリーダーの印影

(2) 品種登録担当職員の所属グループ直通の電話番号

2 第 2 の 2 (1) のカ並びに同(3)のカ及びキ並びに同(6)のイ及びウに掲げる文書

品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループのグループリーダーの印影

3 第 2 の 2 (1) のク並びに同(3)のケ及びコに掲げる文書

(1) 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループのグループリーダーの印影

(2) 品種登録担当職員の前任者の所属グループ直通の電話番号

4 第 2 の 2 (7) のアに掲げる文書

品種登録担当職員の所属グループ名

5 第 2 の 2 (7) のイからエまでに掲げる文書

品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの氏名及び職名

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成20年11月28日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「品種登録が取り消された5品種の登録事務に関する関係文書と、農林水産政策課の独自調査で作成した資料」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1)から(7)までに掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、このうち、(1)のエからクまで並びに(3)のエからコまで並びに(6)のイ及びウ並びに(7)のア及びエに掲げる文書については条例第7条第3号に、(7)のイ及びウに掲げる文書については条例第7条第3号及び第7号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年12月12日、異議申立人に通知した。

なお、本件処分における、(1)のエからクまで並びに(3)のエからコまで並びに(6)のイ及びウ並びに(7)に掲げる文書についての開示しない部分及び開示しない理由は、別表のとおりである。

#### (1) あおり21に係る品種登録事務関係文書

ア （あおり21）の手続き経過

イ 種苗法による品種登録の取消しについて（平成20年10月17日付け20生産第3410号農林水産大臣通知）

ウ 種苗法による品種登録について（平成20年3月18日付け19生産第8425号農林水産大臣通知）

エ 出願品種の現地調査の実施について

オ 品種登録出願の公表について〈あおり21、あおり27、ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー〉

カ 品種登録出願の公表に係る官報告示のお知らせ

キ 品種登録の出願事項の訂正について（あおり21、あおり27）

ク りんご新品種の登録について

#### (2) あおり27に係る品種登録事務関係文書

ア (あおり27) の手続き経過

イ 種苗法による品種登録の取消しについて (平成20年10月17日付け20生産第3410号農林水産大臣通知)

ウ 種苗法による品種登録について (平成20年3月18日付け19生産第8425号農林水産大臣通知)

エ (1)のエからクまでに同じ

(3) ブルースピアーに係る品種登録事務関係文書

ア (青フラDe1交1号、青フラDe1交6号、青フラDe1交9号) の手続き経過

イ 種苗法による品種登録の取消しについて (平成20年10月17日付け20生産第3410号農林水産大臣通知)

ウ 種苗法による品種登録について (平成20年3月13日付け19生産第7953号農林水産大臣通知)

エ 出願品種の現地調査の実施について

オ 品種登録出願の公表について<あおり21、あおり27、ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー>

カ 品種登録出願の公表に係る官報告示のお知らせ

キ デルヒニウム「ブルースピアー」、「スカイスピアー」の品種登録出願に係る種子について

ク 品種登録出願の補正について (ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー)

ケ デルヒニウム「青フラDe1交1号」、「青フラDe1交6号」、「青フラDe1交9号」の品種登録出願について

コ 職務育成品種の認定及び品種登録出願等の決定について (青フラDe1交1号、青フラDe1交6号、青フラDe1交9号関係)

(4) スカイスピアーに係る品種登録事務関係文書

ア (青フラDe1交1号、青フラDe1交6号、青フラDe1交9号) の手続き経過

イ 種苗法による品種登録の取消しについて (平成20年10月17日付け20生産第3410号農林水産大臣通知)

ウ 種苗法による品種登録について (平成20年3月13日付け19生産第7953号農林水産大臣通知)

エ (3)のエからコまでに同じ

(5) イエロースピアーに係る品種登録事務関係文書

- ア (青フラDe1交1号、青フラDe1交6号、青フラDe1交9号)の手続き経過
- イ 種苗法による品種登録の取消しについて(平成20年10月17日付け20生産第3410号農林水産大臣通知)
- ウ 種苗法による品種登録について(平成20年3月13日付け19生産第7953号農林水産大臣通知)
- エ (3)のエからカまで及び同クからコまでに同じ

(6) 収入印紙に係る文書

- ア 支出命令票(No.0118175)
- イ 物品購入(修繕・改造)調書(No.0043586)
- ウ 種苗法に基づく登録品種の登録料について
- エ 平成20年4月12日及び17日付け品種登録料納付書写し

(7) 農林水産政策課の独自調査で作成した文書

- ア 品種登録問題に関する「農林水産部において行った調査に関する報告書」について
- イ 品種登録取消問題に係る担当者への事情聴取について
- ウ 担当者への事実関係の確認質疑応答
- エ 事実関係に係る報告(10月23日)

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年2月12日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、異議申立てを行った。

**第3 異議申立人の主張要旨**

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、原則として全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 県が育成したリンゴなどの品種登録抹消問題で、条例に基づき異議申立人が入手した開示文書のうち、県農林水産部が同部農林水産政策課の品種登録担当職員らに行った事情聴取を記録した文書の情報の大半が開示されていなかったほか、それ以外の文書でも品種登録事務に関わる起案者の所属、氏名などが開示されなかった。県はそれらを開示しなかった理由を、①個人に関する情報であって個人を識別することができるものである、②公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある、③当事者からの事情聴取の内容が直接記載されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、などと説明している。

(2) 個人識別情報該当性について

判例は、通常、特定の個人を識別し得る情報は不開示事由としての個人情報に該当し得るが、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、個人が識別し得るものであったとしても、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、不開示事由としての個人情報にはならないとする（最高裁平成15年11月11日判例時報1847号24ページ等）。私事に関する情報とされた例としては、懲戒処分に関する情報不開示の例がある（最高裁平成15年11月21日、民集57巻10号1600ページ）。公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させることになるというのが理由である。

県職員が行う品種登録に関する事務、県農林水産部の調査、県総務部の特別監察はいずれも公務として行われたものであり、懲戒処分として行われたものではない。本件事事情聴取に関する情報は公務の遂行に関するものである。私事に関するものであるとは言えない。公務であるから担当職員に対する県側の質問内容まで含めた多くの情報を開示しないことは、情報公開の趣旨に反する。

今回の開示文書の中で、県が何を個人情報として位置付けているのかが極めて分かりにくい。品種登録に関する特別監察結果報告書で、県は、品種登録取消しを招いた原因を「A（担当職員）が特段の理由もなく、納付期限内に登録料を納付しなかったため」としているが、担当職員らの個人的な事情などが、品種登録抹消にどう関連しているかについて言及している部分はない。個人情報との関連を明確にしていけない以上、個人情報を理由に開示を拒むことはできない。

(3) 事務事業情報該当性について

条例第7条第7号は、事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、

一定の場合を挙げてそのおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを挙げている。

県では、開示しない理由として、「今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり」と言う。まず、同種という言葉が何を指すのか曖昧である。公務員であれば、当然公務の遂行に関する行政内部の事情聴取には応ずべきであり、今回の情報開示によって今後の事情聴取に支障が生じるとは言えない。本件について言うと、本件の事情聴取が今後の事情聴取にどのような支障を生じるのか具体的に明らかにされていない。支障が生じるということに関し、本件の事情聴取と今後の事情聴取との間にいかなる因果関係も認めることはできない。

今回の公務員の行為は通常予定されている事務ではないはずで、今後公務員の類似の行為があることを前提とし、それに対する事情聴取への影響を考えるとということはおよそ是認できない。最高裁の各判例は、事務事業について、その支障を具体的に判断している。本件では、その支障に関する内容は抽象的であり明らかではない。

(4) これらの理由により、県は黒塗りをして非開示とした部分を全面開示するか、又は、非開示部分を限定すべきである。

(5) 理由説明書に対する反論

ア 理由説明書の説明は、基本的に条例の趣旨に反している。条例第1条には、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする、と定めている。

青森県と類似の条例について判断した最高裁の判決（平成11年（行ヒ）第145号、平成15年11月21日）の基準によると、本条例も、公務員の氏名を含めて非公開情報に当たらないことになり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において公務の遂行に関する情報を公開すべきものとしているものよりも広く公開を認めていることになる。したがって、条例が、県の公務員の職務に関する情報が記録された公文書について、県の公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これを非公開とすることができるものとしているとは解し難いということになる。

品種登録に関する特別監察報告書で、県は、品種登録取消を招いた原因を「A（担当職員）が特段の理由もなく、納付期限内に登録料を納付しなかったため」としているが、担当職員のような事実が、品種登録抹消に関連しているのかについて言及している部分はない。県は、条例の趣旨に反して県民に説明する責

務を放棄していると言わざるを得ない。説明書の内容も条例の趣旨に沿うものとは到底言えない。

イ 第2の2(1)のエからウまで並びに同(3)のエからコまで並びに同(6)のイ及びウ並びに同(7)のア及びエに掲げる文書において不開示とした情報（育成者の住所又は居所に係るものを除く。）の条例第7条第3号該当性について

理由説明書において、「平成20年度品種登録事務担当職員（以下第4までにおいて「当該職員」という。）の氏名、年齢」以下、「家族に関する情報について」までの部分について、これらの情報は、条例第7条第3号本文に該当すると主張する。すなわち、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる、と説明する。しかし、職員録等を照合して識別することができる蓋然性を示す具体的な証拠は存在しない。

また、理由説明書は、同号ハについて、検討し、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、氏名等は同規定に該当しないことは明らかだと主張する。

しかし、仮に、職員録等と照合して識別することができるとしても、当該情報はその職務の遂行に係る情報であり、同号ハは、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除いている。当該職員は警察職員ではない。したがって、同号ハに該当する。説明書は理由がない。

なお、理由説明書は、このような職員の懲戒処分に係る情報は、個人としての私事に関する情報であると主張する。しかし、当該職員がどのような職務を行っていたか、ということは、当該職員の公務の従事に関することであって、これが当該職員の私事に関する情報を含まない公務遂行に関する情報であることは明らかである。

理由説明書は、情報のうち氏名等を開示することは、結果として懲戒処分を受けた当該職員の氏名を公にすることになると言う。確かに、当該職員は懲戒処分を受けていることは明らかになっている。そうすると、氏名が明らかになることによって公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる情報ということになる（平成12年（行ヒ）第334号、平成15年11月21日最高裁判決参照）。しかし、異議申立人は、公務遂行の具体的内容を知りたいのであって、氏名の開示まで求めているものではない。したがって、氏名のみ又は氏名を推認させるごく限られた情報のみを削除すれば足りる。

ウ 第2の2(7)のイ及びウに掲げる文書の間答の内容について

(ア) 条例第7条第3号該当性について

第2の2(7)のイ及びウに掲げる文書は、個人の内心の状況が記載されており、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第

3号本文に該当するという。

しかし、事情聴取の記載は、職務の遂行に関するもので、職員の私事に関する情報を含むとは認められない。氏名の記載は、特定の個人を識別し得ることになるが、それ自体が職員の私事に関する情報を含むものではなく、非開示情報に該当しない公務遂行に関する情報と結びついている以上開示すべきである。個人の内心の状況の記載うんぬんと説明するが、それ自体抽象的な説明であり理解し難い。内心の状況の記載は、つまるところ、当該公務員の職務の遂行の内容に係ることとしか考えようがないから（職務の遂行と全く関係のない内心の状況が記載されているとは思われない。）、結局、同号ハに該当する。同号ハについては、上記イで述べたとおりである。説明書は理由がない。

(イ) 条例第7条第7号該当性について

理由説明書は、当該問答は、県としては、「品種登録取消事案」に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするため実施し、公開を前提とせず事情聴取を行ったもので、これが公になることを意識すると、事実をありのままに述べることに消極的になると考えられ、正確な事実の把握が困難になって、県が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第7号に該当すると言う。

しかし、当該主張は是認できない。当該職員の「品種登録取消事案」に関わる行為自体は、当該職員が公務に従事したことを示すものであり、これは当該職員の私事に関する情報を含まない公務遂行に関する情報であることは明らかである。被懲戒者に関係職員の氏名及びやりとりの内容については公開しないことを前提に事情聴取を行ったとか、当該職員の間答内容はこれを外部に公開されることはないとの理解のもとで証言したものと認識されているなどと説明する。しかし、公務員は諸活動を県民に説明する責務を負っているのだから（条例第1条）、場合によっては、その文書が公になる場合があることは、当然予測していなければならない。また、そのような理由は、到底、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれある具体的な説明はなされておらず、かつ、その蓋然性を示す証拠もない。したがって、条例第7条第7号に該当する事実を認めることはできない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 育成者の住所又は居所について

当該情報が条例第7条第3号本文の規定に該当し、同号イからハまでに該当しないことは明らかである。

2 当該職員の氏名、年齢、所属グループ名、職名、印影、電話番号、メールアドレス、第2の2(7)のアに掲げる文書の「事故報告書」2ページ中、下から3行目の27字目から35字目まで、同5ページ中、下から8行目の29字目から33字目まで及び家族構成に関する情報について

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

これらの情報は、特定の個人を識別することができるものとして、また、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報として、条例第7条第3号本文に該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書ハ該当性について

これらの情報のうち、氏名、所属グループ名、職名及び印影は、職務の遂行に係る情報であると認められるが、これを開示とした場合には、結果として懲戒処分を受けた当該職員の氏名等を公にすることになるもので、このような職員の懲戒処分に係る情報は、公務に関連するものであることは否定できないものの、その担任する職務を直接的に遂行する場合における当該活動についての情報に該当するものではないこと、また、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報という面を持ち、個人の資質・名誉に関わる固有の情報というべきものであることから、同規定には該当しない。また、氏名、所属グループ名、職名及び印影以外の情報が同規定に該当しないことは明らかである。

3 当該職員の氏名等が判明することとなる情報について

当該職員と同じグループに所属する職員に係る情報は、職員録など一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより、当該職員の氏名等が判明することとなる情報であるため、不開示とすることが妥当である。

4 第2の2(7)のイ及びウに掲げる文書の間答の内容について

(1) 条例第7条第3号該当性について

ア 本文該当性について

これらの情報は、それ自体では特定の個人を識別することができないが、個人の内心の状況が記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第3号本文に該当する。

イ ただし書ハ該当性について

当該職員が内心に基づいて発言したことは、公務に関連するものであることは否定できないものの、その担任する職務を直接的に遂行する場合における当該活動についての情報に該当するものではないこと、また、当該職員が内心に基づいて行った発言の内容については、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させかねない情報で、職員個人の私事に関する情報という面を持ち、個人の資質・名誉に関わる固有の情報というべきものであることから、同規定には該当しない。

(2) 条例第7条第7号該当性について

ア 当該問答は、県として、「品種登録取消事案」に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施したものであり、当該職員からは、事実をありのままに証言してもらうことが必要不可欠であったため、当該者に対しては、「関係職員の氏名」及び「やりとりの内容」については公開しないことを前提として事情聴取を行った。

したがって、当該職員は、当該問答の内容が当然に農林水産政策課及び人事課限りで取り扱われ、これが外部に公開されることはないとの理解のもとで証言したものと認識している。

イ 県において、一般的に不祥事案が発生した場合には、懲戒処分等の検討を行うに当たって必要な事実確認を行うために、関係職員に対する事情聴取を実施しているところであり、仮に本件を含めこのような事案で、県が行った事情聴取の結果を直接記録した文書が公にされることとなった場合には、被聴取者において、自己の証言の内容が公になることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になることも考えられるなど、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、県として公正かつ妥当な懲戒処分等を行うための必要な情報が十分に得られなくなる事態が予想される。

ウ したがって、当該情報については、これらを公にすることにより、県が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第7号に該当し、不開示とするのが妥当で

ある。

## 5 第2の2(7)のエに掲げる文書において不開示とした「報告の内容」について

当該情報は、当該職員の家族から当該職員について県に対して話したいとの申し出があり行われた個人の内心に基づく発言の内容を記述したものであり、条例第7条第3号本文に該当することは明らかである。

また、当該情報は公にすることを前提に行われたものではなく、同号イに該当しないことも明らかである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 品種登録抹消問題について

本件開示請求に係る行政文書は、品種登録が取り消された品種の登録事務関係文書等であり、当審査会が調査したところによれば、品種登録抹消問題の概要等は、次のとおりであると認められる。

#### (1) 品種登録抹消問題について

第2の2(7)アの農林水産政策課が作成した平成20年10月31日付け「事故報告書」（以下「事故報告書」という。）によれば、県が育成した花（デルヒニウム）3品種及びりんご2品種の計5品種が、平成20年3月に品種登録されたが、「農林水産政策課の担当職員の職務怠慢と課内の業務管理体制の不備により、国に品種登録を確定させるために必要な登録料を納付期限までに支払わず」、同年10月に「当該品種登録が取り消され、これにより青森県民及び県、品種育成者に対して損害を与えたものである」とされている。

## (2) 特別監察の実施について

平成20年10月30日の知事の臨時会見に係る「知事記者会見録」によれば、品種登録抹消問題が発生した原因について、当事者である農林水産政策課ではなく、より公正な立場から、これを詳細に調査及び検証するため、青森県行政監察規程（昭和38年10月青森県訓令甲第46号）に基づき、総務部人事課による特別監察を実施するよう知事が指示し、農林水産政策課における品種登録に係る行政事務に関する調査が行われることとなった。

## (3) 特別監察の結果について

特別監察の結果は、平成20年11月12日付けで「「品種登録」に係る行政事務に関する特別監察結果報告書」（以下「特別監察結果報告書」という。）としてまとめられ、報道機関などに公表されている。

## (4) 関係職員の処分について

品種登録担当職員に対して停職6月の懲戒処分が行われるとともに、品種登録担当職員の管理監督者に対して減給1月（10分の1）若しくは戒告の懲戒処分又は口頭注意の処分が行われた。また、これら関係職員に対する処分の内容については、平成20年11月20日付け報道機関発表資料（以下「報道発表資料」という。）により実施機関から公表されている。

## 3 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、県の育成品種に係る品種登録事務に関する文書及び品種登録問題が発生した原因について担当課である農林水産政策課が調査した文書である。このうち、本件処分において実施機関が開示しない情報に含まれている文書は、第2の2(1)のエからクまで並びに同(3)のエからコまで並びに同(6)のイ及びウ並びに同(7)に掲げるとおりであり、その内容及び本件処分において実施機関が開示しない情報は、当審査会が調査したところによると、次のとおりであると認められる。

### (1) 第2の2(1)のエからクまで並びに同(3)のエからコまで並びに同(6)のイ及びウに掲げる文書

ア 第2の2(1)のエ、オ、キ及びク並びに同(3)のエからコまで並びに同(6)のイ

及びウに掲げる文書は、いずれも品種登録事務手続きに関する起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、農林水産省や県試験研究機関など関係機関あての文書、農林水産大臣あて品種登録願・出願事項更正願・その添付書類、品種登録出願の公表などに係る官報、その他の関係文書などで構成されている。

イ また、第2の2(1)のウに掲げる文書は、品種登録出願が官報により公表されたことを品種登録業務担当グループ員に周知した際の呈覧用紙である。

ウ これらの文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、次の情報であると認められる。

(ア) 起案文書の表紙に記載されている次の情報

- a 起案者である品種登録担当職員の所属グループ名、職名、氏名、印影及び内線番号
- b 決裁欄中の所属グループ名並びに所属グループのグループリーダー及びグループリーダー以外の職員（以下「グループ員」という。）の印影
- c 起案者である品種登録担当職員の前任者の所属グループ名、職名、氏名、印影及び内線番号

(イ) 農林水産省や県試験研究機関など関係機関あての文書に記載されている次の情報

- a 品種登録担当職員の所属グループ名、職名、氏名、所属グループ直通の電話番号及びメールアドレス
- b 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名、氏名及び所属グループ直通の電話番号

(ウ) 農林水産大臣あて品種登録願、出願事項更正願及びその添付書類に記載されている育成者の住所又は居所

(エ) 呈覧用紙に記載されている次の情報

- a 品種登録担当職員の所属グループ名、氏名、印影及び内線番号
- b 所属グループのグループリーダー及びグループ員の印影

(2) 第2の2(7)に掲げる文書

ア 第2の2(7)のアに掲げる文書

特別監察を実施する総務部人事課の指示により提出を求められた、「農林水産部において行った調査に関する報告書」を作成するための起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、人事課長あて提出文及び事故報告書により構成されている。このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、事故報告書に記載されている次の情報であると認められる。

(ア) 品種登録担当職員の所属グループ名、職名、氏名及び年齢

- (イ) 事故報告書の2ページ中、下から3行目の27字目から35字目まで
- (ウ) 事故報告書の5ページ中、下から8行目の29字目から33字目まで

イ 第2の2(7)のイ及びウに掲げる文書

品種登録抹消問題に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施した、品種登録担当職員への聞き取り内容を記載した文書であり、このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号及び第7号に該当するとして不開示とした部分は、次の情報であると認められる。

- (ア) 品種登録担当職員の氏名及び職名
- (イ) 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの氏名及び職名
- (ウ) 聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容

ウ 第2の2(7)のエに掲げる文書

農林水産政策課の職員が品種登録担当職員の家族の発言内容を記録した文書であり、このうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分は、次の情報であると認められる。

- (ア) 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの氏名及び職名
- (イ) 品種登録担当職員の家族構成に関する情報
- (ウ) 品種登録担当職員の家族の発言内容

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、3(2)のイに掲げる情報（以下「本件情報1」という。）を不開示としているので、以下、本件情報1の条例第7条第7号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その

公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ このうち、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあることから、このような情報を不開示とするものである。

ウ また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

(2) 実施機関は、その理由説明書において、「当該問答は、県として、品種登録取消事案に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施したものであり、品種登録担当職員からは、事実をありのままに証言してもらうことが必要不可欠であったため、当該者に対しては、「関係職員の氏名」及び「やりとりの内容」については公開しないことを前提として事情聴取を行った」ものであるため、本件情報1が公になると、事情聴取の対象となった職員（以下「被聴取者」という。）において、自己の証言の内容が公になることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になることも考えられるなど、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、県として公正かつ妥当な懲戒処分等を行うための必要な情報が十分に得られなくなる事態が予想される」旨主張している。

(3) 実施機関が行う事情聴取に対し、被聴取者は、職務として応じることとなるのかどうか、実施機関に具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「職員は職務として応じる」こととなり、「その根拠は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条である」旨回答している。また、被聴取者が職務として事情聴取に応じる場合、当該者が事実をありのまま述べないときは、職務命令に反することとなるのかについても併せて説明を求めたところ、実施機関は、

「事情聴取に応じることは、職務命令に基づく職務の一環であるが、被聴取者がいかなる発言を行うかについては強要し得るものではなく、仮にありのままの発言が得られないとしても職務命令に反することにはならない」旨回答しているところである。

(4) 事情聴取は、品種登録取消に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施されたものである。懲戒処分を行うためには、地方公務員法第29条第1項各号に規定する懲戒事由が存することが必要となるのはもちろんではあるが、懲戒処分が職員を道義的に非難する性質のものである以上、懲戒事由の発生について職員に帰責事由、すなわち故意又は過失があったことを必要とするものと解されている。この点からすると、事情聴取は、職員の帰責事由の有無もその内容となることが想定されるものであり、懲戒処分等を実施するに当たっての重要な調査であると認められるものである。

(5) 本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容は、当該事情聴取の際に、品種登録に係る事務処理の状況等について、品種登録担当職員がその知り得た事実を具体的かつ詳細に証言した内容となっている。実施機関の回答によれば、職員には職務として事情聴取に応じる義務があるとはいえ、職員がいかなる発言をするかについては強要し得るものではなく、また、「やりとりの内容」は公にしないとの前提で事情聴取が行われているとのことである。これは、いかなる発言をするかまでは被聴取者に強制できないことを踏まえた上で、できるだけ被聴取者にその知り得た事実を証言させるために、実施機関が「やりとりの内容」を公にしないとの条件を付したものと考えられる。

このことからすると、聴取者の質問に対して被聴取者が証言した内容を直接記録した情報を公にした場合には、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあると考えられ、その結果、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、実施機関が公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想される。

(6) 一方、本件情報1のうち、品種登録担当職員の氏名及び職名については、これを公にすると、事情聴取の対象となったことが明らかになる。しかし、職員には職務として事情聴取に応じる義務があることからすると、職員の氏名等を公にしないことを前提に事情聴取が行われていたとしても、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容が公にされないのであれば、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどの支障が生じるものとは認められない。

- (7) また、本件情報1のうち、所属グループのグループリーダーの氏名及び職名については、これを公にしても、品種登録担当職員に対して質問を行った聴取者がだれであるかが明らかになるにすぎないものである。仮に、当該情報を公にすることにより、品種登録担当職員の所属グループが明らかとなり、結果として品種登録担当職員が識別されることになるとしても、上記(6)と同様に、被聴取者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどの支障が生じるものとは認められない。
- (8) 以上から、本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容については、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号に該当する。

## 5 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、上記3のとおり、本件処分において不開示とした情報すべてについて条例第7条第3号に該当するとしているため、以下、これらの情報について、条例第7条第3号該当性を検討する。

ただし、上記4において検討したとおり、本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容については、条例第7条7号に該当するため、当該情報の条例第7条第3号該当性は、検討しない。

- (1) 実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報は、その内容から、次の類型に区分することができるため、以下、これらの区分に従って整理した各情報について、検討する。

ア 3(1)のウの(ア) a、(イ) a 及び(エ) a 並びに同(2)のア、イ(ア)及びウ(イ)に掲げる品種登録担当職員に係る次の情報（以下「本件情報2」という。）

(ア) 職名、氏名及び印影

(イ) 所属グループ名、内線番号、メールアドレス及び所属グループ直通の電話番号

(ウ) 年齢及び家族構成に関する情報

(エ) 事故報告書の2ページ中、下から3行目の27字目から35字目まで及び同報告書の5ページ中、下から8行目の29字目から33字目まで

イ 3(1)のウの(ア)のb及びc並びに同(イ)b並びに同(エ)b並びに3(2)のイ(イ)及び同ウ(ア)に掲げる品種登録担当職員の所属グループのグループ員に係る次の情報（以下「本件情報3」という。）

- (ア) グループリーダーの職名、氏名及び印影
- (イ) グループ員の印影
- (ウ) 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名、職名、氏名、印影、内線番号及び所属グループ直通の電話番号

ウ 3 (1)のウ(ウ)に掲げる登録品種の育成者に係る住所又は居所（以下「本件情報4」という。）

エ 3 (2)のウ(ウ)に掲げる品種登録担当職員の家族の発言内容（以下「本件情報5」という。）

## (2) 条例第7条第3号本文該当性について

### ア 条例第7条第3号本文の趣旨

(ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

(イ) このうち、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

(ウ) 次に、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

### イ 本件情報2について

(ア) 品種登録担当職員の氏名及び印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人

を識別することができるもの」に該当することは明らかである。また、職員に割り当てられているメールアドレスには、職員の氏名に係る情報が含まれており、品種登録担当職員のメールアドレスについても同様であることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

- (イ) 品種登録担当職員の職名及び内線番号は、各情報単独では特定の個人を識別することができないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報や一般に入手可能な農林水産政策課の席図等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。
- (ウ) 品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号は、各情報単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。所属グループには職員が複数名存在しており、一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによっても、所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号からは、特定の個人を識別できるとは認められない。
- (エ) 品種登録担当職員の年齢及び家族構成に関する情報は、各情報単独では特定の個人を識別することはできないものと認められる。また、(1)のア(エ)の情報は、当審査会が調査したところ、品種登録担当職員の身体の状態に係るものであり、単独では特定の個人を識別することはできないものと認められる。そして、これらの情報は、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別できるとは認められない。

しかし、これらの情報は、いずれも個人の私事に関する情報であり、一般的には他人に知られたくないものであると考えられ、当該情報が公にされた場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

#### ウ 本件情報3について

- (ア) 品種登録担当職員が所属するグループのグループリーダーの氏名及び印影並びにグループ員の印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。

また、グループリーダーの職名は、単独では特定の個人を識別することができないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。

- (イ) 品種登録担当職員の前任者の氏名及び印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。

また、当該前任者の職名及び内線番号は、各情報単独では特定の個人を識別することができないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報や一般に入手可能な農林水産政策課の席図等他の情報と照合することによって、特定

の個人を識別することができるものと認められるものである。

一方、当該前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号は、上記イ(ウ)のとおり、特定の個人を識別することができるとは認められない。

エ 本件情報4について

本件情報4は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。

オ 本件情報5について

本件情報5は、単独では特定の個人を識別することができないものであり、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別することができるとは認められない。しかし、その内容は、個人の内心の状況が記載されており、当該情報が公にされた場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

カ 以上から、本件情報2から本件情報5までのうち、品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号並びに品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除いた情報は、条例第7条第3号本文に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると

規定している。

イ そこで、上記(2)のイで条例第7条第3号本文に該当すると判断した情報（以下「条例第7条第3号本文該当情報」という。）が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかについて検討すると、まず、これらが同号ただし書に該当しないことは明らかである。

ウ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

次に、条例第7条第3号本文該当情報が、条例第7条第3号ただし書イに該当するかどうかについて検討する。

(ア) 本件情報2（品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

実施機関は、報道発表資料により、品種登録担当職員に対する処分の量定及び処分理由を公表しているが、それ以外の品種登録担当職員に関する情報については、公表している事実はなく、また、特別監察結果報告書にも、品種登録担当職員の個人識別情報や私事に関する情報の記載は認められない。

(イ) 本件情報3（品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

上記(ア)と同様、品種登録担当職員が所属するグループのグループ員に係る個人識別情報について、実施機関が公表している事実とは認められない。

(ウ) 本件情報4及び本件情報5について

これらの情報について、実施機関が公表している事実とは認められない。

(エ) これらのことからすると、条例第7条第3号本文該当情報は、いずれも条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

エ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

次に、条例第7条第3号本文該当情報が、同号ただし書ハに該当するかどうかについて検討する。

(ア) ただし書ハの趣旨

条例第7条第3号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであって、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」の対象となる情報ではないとされているところである。

(イ) 本件情報2（品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電

話番号を除く。) について

- a 品種登録担当職員の職名、氏名、印影、内線番号及びメールアドレスは、品種登録事務に関する起案文書等に記載されたもので、職務の遂行に係る情報であるが、一方で、これらの情報を公にすると、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることになると認められる。
- b 懲戒処分を受けたことは、職務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものである。
- c このことからすると、品種登録担当職員の職名、氏名、印影、内線番号及びメールアドレスは、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。
- d 品種登録担当職員の年齢、家族構成及び身体の状態に係る情報は、公務員等の情報ではあるが、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、いずれも個人の私事に関する情報であり、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(ウ) 本件情報3（品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

- a グループリーダーの職名、氏名及び印影並びにグループ員の印影並びに品種登録担当職員の前任者の職名、氏名、印影及び内線番号は、品種登録事務に関する起案文書等に記載されたもので、いずれも職務の遂行に係る情報である。
- b しかし、これらの情報うち、グループリーダーの職名、氏名及び印影を除いた各情報を「職務の遂行に係る情報」に該当するとして公にすれば、当該情報が品種登録担当職員の所属グループのグループ員に係る情報であることから、一般に販売されている職員録に掲載された情報等と照合することにより、結果として、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることになる。このため、これらの情報は、品種登録担当職員に係る情報として判断することが適当である。
- c なお、グループリーダーの職名、氏名及び印影については、これを公にしても、品種登録担当職員の所属グループが明らかになるにすぎず、品種登録担当職員が識別されることにはならない。
- d 以上から、グループ員の印影並びに品種登録担当職員の前任者の職名、氏名、印影及び内線番号は、上記(イ)と同様の理由から、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(エ) 本件情報4について

本件情報4は、登録品種の育成者が居住する場所に関する情報であり、当該

育成者が、公務員等であるかどうかにかかわらず、具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものではないことから、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(オ) 本件情報5について

本件情報5は、品種登録担当職員の家族が農林水産政策課の職員に対して発言した内容を記載したもので、個人の私事に関する情報であり、職務の遂行に係るものではないことは明らかであるから、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(カ) これらのことからすると、条例第7条第3号本文該当情報は、グループリーダーの職名、氏名及び印影を除き、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(4) 以上から、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報（上記4において条例第7条7号に該当すると判断した情報を除く。）のうち、次の情報については、条例第7条第3号に該当しない。

ア 本件情報2のうち、品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号

イ 本件情報3のうち、次の情報

(ア) グループリーダーの職名、氏名及び印影

(イ) 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号

## 6 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報の中には、条例第7条第3号及び第7号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

1 あおり21に係る品種登録事務関係文書

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
出願品種の現地調査の実施について	担当職員の印影及び当該職員を特定し得る情報	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
品種登録出願の公表について（あおり21、あおり27、ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー）	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
品種登録出願の公表に係る官報告示のお知らせ	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
品種登録の出願事項の訂正について（あおり21、あおり27）	・ 起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。） ・ 育成者住所又は居所	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
りんご新品種の登録について	・ 平成20年度品種登録事務担当職員の所属グループ名（これを特定し得る情報を含む。） ・ 育成者住所又は居所	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

2 あおり27に係る品種登録事務関係文書

1に同じ（あおり27に係るもの）

3 ブルースピアーに係る品種登録事務関係文書

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
出願品種の現地調査の実施について	担当職員の印影及び当該職員を特定し得る情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
品種登録出願の公表について（あおり21、あおり27、ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー）	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
品種登録出願の公表に係る官報告示のお知らせ	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
デルヒニウム「ブルースピアー」、「スカイスピアー」の品種登録出願に係る種子について	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
品種登録出願の補正について（ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）</li> <li>・ 育成者住所又は居所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
デルヒニウム「青フラDel交1号」、「青フラDel交6号」、「青フラDel交9号」の品種登録出願について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度品種登録事務担当職員の所属グループ名（これらを特定し得る情報を含む。）</li> <li>・ 育成者の住所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>
職務育成品種の認定及び品種登録出願等の決定について（青フラDel交1号、青フラDel交6号、青フラDel交9号関係）	平成20年度品種登録事務担当職員の所属グループ名（これらを特定し得る情報を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>

4 スカイピアーに係る品種登録事務関係文書

3に同じ（スカイスピアーに係るもの）

5 イエロースピアーに係る品種登録事務関係文書

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
出願品種の現地調査の実施について	担当職員の印影及び当該職員を特定し得る情報	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
品種登録出願の公表について（あおり21、あおり27、ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー）	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
品種登録出願の公表に係る官報告示のお知らせ	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
デルヒニウム「ブルースピアー」、「スカイスピアー」の品種登録出願に係る種子について	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
品種登録出願の補正について（ブルースピアー、スカイスピアー、イエロースピアー）	起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。） ・ 育成者住所又は居所	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
デルヒニウム「青フラDel交1号」、「青フラDel交6号」、「青フラDel交9号」の品種登録出願について	・ 平成20年度品種登録事務担当職員の所属グループ名（これらを特定し得る情報を含む。） ・ 育成者の住所	・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

6 収入印紙に係る文書

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
<p>物品購入（修繕・改造）調書（No. 0043586）</p>	<p>「種苗法に基づく登録品種の登録料について」中、起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>
<p>種苗法に基づく登録品種の登録料について</p>	<p>起案者の所属グループ名、職名及び氏名（これらを特定し得る情報を含む。）</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>

7 農林水産政策課の独自調査で作成した文書

行政文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
<p>品種登録問題に関する「農林水産部において行った調査に関する報告書」について</p>	<p>・当該業務担当者の所属グループ名、職名、氏名及び年齢（当該職員の所属グループ名を特定し得る情報を含む。）          ・事故報告書2ページ中下から3行目27字目から35字目まで、同5ページ中下から8行目29字目から33字目まで</p>	<p>・条例第7条第3号該当          個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>
<p>品種登録取消問題に係る担当者への事情聴取について</p>	<p>当事者の職名及び氏名（当該者の所属グループ名を特定し得る情報を含む。）並びに問答の内容のすべて</p>	<p>・条例第7条第3号該当          個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。          ・条例第7条第7号該当          当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
<p>担当者への事実関係の確認質疑応答</p>	<p>当事者に係る職名及び氏名（当該者の所属グループ名を特定し得る情報を含む。）並びに問答の内容のすべて</p>	<p>・条例第7条第3号該当          個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。          ・条例第7条第7号該当          当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
<p>事実関係に係る報告（10月23日）</p>	<p>平成20年度品種登録事務担当職員の家族構成に関する情報、所属グループ名を特定し得る情報及び報告内容のすべて</p>	<p>・条例第7条第3号該当          個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 3 月11日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 3 月30日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 4 月22日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 4 月24日 (第154回審査会)	・審査を行った。
平成21年 5 月22日 (第155回審査会)	・審査を行った。
平成21年 6 月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年 6 月26日 (第156回審査会)	・審査を行った。
平成21年 7 月24日 (第157回審査会)	・審査を行った。
平成21年 8 月28日 (第158回審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月18日 (第159回審査会)	・審査を行った。
平成21年10月20日	・異議申立人に対する照会について、異議申立人からの書面を受理した。
平成21年10月23日 (第160回審査会)	・審査を行った。
平成21年11月25日 (第161回審査会)	・審査を行った。
平成21年12月18日 (第162回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	子育て支援ボランティア COCOAあおもり代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成21年12月25日現在)